

近江八幡市告示第186号

近江八幡市建設工事に係る総合評価方式による競争入札実施要綱を次のように定める。

平成23年8月29日

近江八幡市長 富士谷 英 正

近江八幡市建設工事に係る総合評価方式による競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2(施行令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設工事に係る入札を総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)により実施する事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

総合評価方式 入札者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する技術提案を求め、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)で規定する28種類の工事をいう。

(総合評価方式の選定)

第3条 総合評価方式による入札を実施する工事は、近江八幡市建設工事契約審査会(以下「契約審査会」という。)において選定するものとする。

(総合評価方式の型式)

第4条 総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の規模、工事内容、技術的な工夫の余地等の技術的難易度に応じて、次の総合評価方式の型式(以下「型式」という。)の中から、適用する型式を決定するものとする。

特別簡易型 簡易型より、さらに簡易な総合評価で、対象とする工事の技術的な工夫の余地が小さく、小規模又は維持的な工事を対象とし、施工の確実性を確認するために、同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価するもの

簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事について、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画、同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価するもの

標準型 技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事で、高度な技術提案を要する工事について、環境の維持、交通の確保、工期の縮減、特別な安全対策等の技術提案を求め、入札価格と総合的に評価するもの

高度技術提案型 工事規模の大小にかかわらず技術的な工夫の余地が大きく、特に高度な技術提案を要する工事について、構造物の品質の向上を図るために、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の観点から高度な技術提案を求め、入札価格と総合的に評価するもの

（総合評価の方法）

第5条 総合評価競争入札における評価の方法は、入札に参加しようとする者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価の合計（以下「技術評価点」という。）に当該入札参加者の入札価格を次に掲げる数式により算出した数値（以下「価格評価点」という。）を加えて得た数値をもって行う。

評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

（評価点は小数点第5位以下の数値を切り捨てる。）

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

（学識経験者の意見聴取等）

第6条 契約担当者は、総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が近江八幡市にとって最も有利な落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」とい

う。)ものとする。

2 前項により学識経験者からの意見聴取において、落札者の決定に対する意見があった場合は、当該落札者を決定しようとするときに、再度、学識経験者から意見聴取を行うものとする。

3 前2項の意見聴取は、原則として学識経験者ごとに行うものとする。

4 学識経験者は、建設技術及び入札、契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

(総合評価技術審査会)

第7条 総合評価競争入札の適用、落札者決定基準、技術提案等について、中立かつ公平な審査、評価等を行うため、総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)を設置することができる。

2 技術審査会は、前項の審査、評価及び審議を行った場合は、近江八幡市建設工事契約審査会に報告するものとする。

3 技術審査会について必要な事項は、別に定めるものとする。

(技術資料の提出)

第8条 入札参加者は、価格及び性能等をもって応札するものとし、入札書と評価の対象とする性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)に関する技術資料を提出しなければならない。

2 必要な技術資料を提出しない者及び技術資料の内容が適正でない者は、入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第9条 契約担当者は、次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、評価点が最も高い者を落札者とするものとする。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

入札者が提出した技術資料が、入札公告等(入札説明書及び技術資料作成要領を含む。)において明示する技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 前項の評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(落札結果の公表)

第10条 契約担当者は、総合評価方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

落札者

入札者の技術評価点、入札価格及び評価点

(非落札理由に対する説明等)

第11条 非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、前条に定める公表を行った日の翌日から起算して3日以内(近江八幡市の休日を定める条例(平成22年近江八幡市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

2 契約担当者は、非落札理由についての説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(近江八幡市の休日を定める条例(平成22年近江八幡市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

3 前2項に掲げる事項については、入札説明書において明示するものとする。

(再苦情の申立)

第12条 非落札理由の説明に不服がある者は、前条第2項に定める回答を行った日の翌日から起算して7日以内(近江八幡市の休日を定める条例(平成22年近江八幡市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に、書面により市長に対して再苦情を申し立てることができる。

2 前項に掲げる事項については、入札説明書において明示するものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第13条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(技術提案の履行の確保)

第14条 落札者の施工により落札者の提示した性能等が実現されなかった場合は、当該性能等の性質に応じ、再度の施工が可能であると認められるものについては再度の施工の義務及びその内容を、再度の施工が困難又は合理的でない認めら

れるものについては契約金額の減額、違約金等の請求を行うことがあるほか、工事成績評定の減点対象とする旨を、入札説明書及び特記仕様書等契約図書において明示するものとする。

(技術資料等)

第15条 入札参加者が提出する技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札参加者が提出した技術資料等は、返還しないものとする。

3 入札参加者が提出した技術資料等は、他者に公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。